

運営指導における指導事項(サービス個別事項)

令和8年度集团指導  
【(介護予防)認知症対応型通所介護】

| 項目              | 主な指導内容  | 改善のポイント   |
|-----------------|---|---|
| 従業者の員数          | <p>単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供日ごとに、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数となっていること。</p> | <p>生活相談員が、有給休暇や急に欠勤した場合でも、他の従業者が生活相談員として勤務できる体制を整えておく必要があります。</p> <p>短時間勤務等のためサービス提供時間よりも勤務延時間数が短くなった場合は、配置要件を満たしていないこととなります。生活相談員の員数にかかわらず、サービス提供日ごと、サービス提供開始時刻から終了時刻までの時間数の配置が必要です。</p> <p>生活相談員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければなりません。</p>   |
| 管理者             | <p>単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置くこと。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>                                     | <p>管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事しなければなりません。</p> <p>次のような場合に管理業務に支障があると考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合</li> <li>□ 併設される入所施設において入居者に対しサービス提供を行う看護職員又は介護職員と兼務する場合</li> <li>□ 事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該事業所に駆け付けることができない体制となっている場合</li> </ul> <p>管理者として利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時・適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないよう、勤務体制を見直す必要があります。</p> |
| 認知症対応型通所介護計画の作成 | <p>事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成すること。</p>  | <p>認知症対応型通所介護計画については、認知症介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、認知症介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画のとりまとめを行わせることが望ましいとされています。</p> <p>認知症対応型通所介護計画をとりまとめる者は、認知症対応型共同生活介護の計画作成担当者が修了すべき研修を修了していることが望ましいとされています。</p> <p>認知症対応型通所介護計画は、サービスの提供に関わる従業者が共同して個々の利用者ごとに作成しなければなりません。</p>  |
|                 | <p>認知症対応型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成すること。</p>   | <p>既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければなりません。</p> <p>計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更します。</p>   |

運営指導における指導事項(サービス個別事項)

令和8年度集团指導  
【(介護予防)認知症対応型通所介護】

| 項目                       | 主な指導内容  | 改善のポイント   |
|--------------------------|---|---|
| 指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針 | <p>事業所の管理者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防認知症対応型通所介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防認知症対応型通所介護計画を作成すること。</p> | <p>介護予防認知症対応型通所介護計画の作成に当たっては、主治医又は主治の歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の状況を把握・分析し、介護予防認知症対応型通所介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし(アセスメント)、これに基づき、支援の方向性や目標を明確にし、提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにしなければなりません。</p> |
|                          | <p>介護予防認知症対応型通所介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成すること。</p>   | <p>介護予防認知症対応型通所介護計画は、介護予防サービス計画に沿って作成されなければなりません。<br/>介護予防認知症対応型通所介護計画の作成後に介護予防サービス計画が作成された場合は、当該介護予防認知症対応型通所介護計画が介護予防サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更します。</p>  |
| 緊急時等の対応                  | <p>従業者は、現に指定認知症対応型通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じること。</p>                                 | <p>利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じなければなりません。</p>  |

## 運営指導における指導事項(サービス個別事項)

令和8年度集団指導  
【(介護予防)認知症対応型通所介護】

| 項目            | 主な指導内容   | 改善のポイント  |
|---------------|--|--|
| 地域との連携等       | 運営推進会議における報告、評価、要望、助言等についての記録を作成すること。  | <p>運営推進会議で受けた報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければなりません。</p> <p>運営推進会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができます。ただし、利用者又はその家族(以下「利用者等」という。)が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければなりません。</p> <p>運営推進会議の記録は、長寿社会政策課に提出してください。</p>    |
| 所要時間による区分の取扱い | 現に要した時間ではなく、認知症対応型通所介護計画に位置付けられた内容の指定認知症対応型通所介護を行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定すること。   | 後出【「所要時間による区分の取扱い」のポイント】参照   |
| 個別機能訓練加算      | 指定認知症対応型通所介護を行う時間帯に1日120分以上、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置しているものとして、指定認知症対応型通所介護の利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合には、所定単位数に加算すること。 | <p>機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとにその目標、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成し、これに基づいて行った個別機能訓練の効果、実施方法等について評価等を行わなければなりません。</p> <p>個別機能訓練計画と認知症対応型通所介護計画を一体で作成している場合は、居宅サービス計画に沿って認知症対応型通所介護計画に記載すべき具体的なサービスの内容等も記載しましょう。</p> |